

第22期第4回福島海区漁業調整委員会(R3.10.12)
差し替え、追加配布資料リスト

【差し替え資料】

NO	ページ	議 案	内 容
1	9~10	議案第2号	刺し網漁業(かじき等流し網漁業)の制限措置(案)
2	12~14		諮問文別紙
3	16~17	議案第3号	協議文別紙
4	22~25		知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針(改正案)
5	26~28		刺し網(流し網)漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表
6	29~31		刺し網(流し網)漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針(改正案)

【追加資料】

NO	議 案	内 容
7	議案第3号	起業の認可の延長を認めるやむを得ない理由及び必要と認める期間 (大臣許可漁業と知事許可漁業の取扱いの比較)
8	議案第3号	知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針の一部改正 参考資料

漁業法（昭和 26 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 3 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

第 1 かじき等流し網漁業（県内船）

1 制限措置

（1）漁業種類

刺し網（かじき等流し網漁業）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

3 隻

（3）船舶の総トン数

総トン数 10 トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下

（4）推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

（5）操業区域

東経 141 度 59 分 47 秒の線以西の福島県海面

（6）漁業時期

毎年 12 月 16 日から翌年 8 月 31 日まで

（7）漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、農林水産大臣から漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 2 条第 10 号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 10 月 22 日から令和 3 年 11 月 21 日まで

第 2 かじき等流し網漁業（県外船）

1 制限措置

（1）漁業種類

刺し網（かじき等流し網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

1隻

(3) 船舶の総トン数

総トン数 10 トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下

(4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(5) 操業区域

東経 141 度 59 分 47 秒の線以西の福島県海面

(6) 漁業時期

毎年 12 月 16 日から翌年 8 月 31 日まで

(7) 漁業を営む者の資格

千葉県に住所を有し、農林水産大臣から漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 2 条第 10 号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 10 月 22 日から令和 3 年 11 月 21 日まで

1 概 要

かじき等流し網漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）にあたり、福島県漁業調整規則第11条第1項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した船舶の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

2 根拠法令等

福島県漁業調整規則第11条第1項及び第5項（新規の許可又は起業の認可）

3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在のかじき等流し網漁業の許可の有効期間が令和3年12月7日で満了する。令和3年12月8日からの許可をするにあたり、制限措置の内容及び申請期間を定める必要があるため。

また、制限措置で公示した船舶の数を超える申請があった場合は、許可の基準により許可等をする者を定めるため。

4 制限措置の内容

規則第11条第1項各号に掲げる事項について、次のとおりとする。

項目	内 容
①漁業種類	刺し網漁業（かじき等流し網漁業）
②許可又は起業の認可をすべき船舶の数	県内船：3隻 県外船：1隻
③船舶の総トン数	総トン数10トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下
④推進機関の馬力数	申請のあった推進機関の馬力数以下
⑤操業区域	東経141度59分47秒の線以西の福島県海面
⑥漁業時期	12月16日から翌年8月31日まで
⑦漁業を営む者の資格	本県船：福島県に住所を有し、大臣からの当該漁業の許可又は認可を有している者 他県船：千葉県に住所を有し、大臣からの当該漁業の許可又は認可を有している者

制限措置の内容のうち、①漁業種類、③船舶の総トン数、④推進機関の馬力数、⑤操業区域及び⑥漁業時期は、現在のかじき等流し網漁業の制限措置と同様の内容とする。

その他の項目については以下のとおり。

(1) 許可等をすべき船舶の数について【②】

福島県内の船舶にあっては3隻、県外の船舶にあっては1隻とする。

隻数の設定は、操業の実態や資源状況を勘案すべきところだが、令和2年においては、試験操業による漁獲量が震災前の17.5%に止まっており、判断できる状況ではない。現在の許可隻数を基準に、震災前の許可隻数を上限として許可等をすべき船舶の数を設定する。

(2) 漁業を営む者の資格について【⑦】

住所要件の他に、許可等の適格性を有する者であることを担保するため、農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第10号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者とする。

5 許可等を申請すべき期間

令和3年10月22日から令和3年11月21日までの1か月とする。

6 許可の基準の内容

許可の基準については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現にかじき等流し網漁業の許可等を受けている者を優先するものとし、順位付けを行う。

7 許可の有効期間

これまでには1年間としてきたが、規則第15条第1項の規定に基づき3年とする。

○今回の公示に基づく許可の有効期間

令和3年12月8日から令和6年12月7日まで

○有効期間を3年とする理由

漁業法改正に伴い、大臣許可に基づくかじき等流し網漁業の許可の有効期間が1年から5年とされた。また、現在、他県からの入会として千葉県船1隻に対し許可をしているが、千葉県漁業調整規則に基づくかじき等流し網漁業の許可の有効期間も1年から5年とされた（千葉県漁業調整規則規則第15条第1項第1号）。

国及び関係県の対応に倣い、本県においても、規則第15条第1項において定める最大の期間である3年とする。

(今後の予定)

10月12日 福島海区漁業調整委員会諮詢・答申

10月中旬* 制限措置等の公示（県報及び水産課ホームページ）

※ 福島海区漁業調整委員会から答申を得た後、公示を行う。

<公示方法>

制限措置の内容及び申請すべき期間

：福島県報、水産課ホームページ

許可の基準：水産課ホームページ

10月中旬～11月中旬 申請期間（1か月）

11月下旬 規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮詢

12月初旬 許可証発給

12月8日～ 許可の有効期間開始

1 改正の趣旨

知事許可漁業の起業の認可に係る延長を認めるやむを得ない理由について、大臣許可漁業に係る起業の認可の取扱を参考に、延長を認める事由を追加する。

また、漁業種類ごとの取扱方針について、制限措置の見直しへの対応、また、改正後の漁業法及び福島県漁業調整規則に基づき、許可等をしない場合の整理が必要なものについて改正を行う。

2 改正の概要

(1) 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針

起業の認可の延長を認めるやむを得ない理由及び船舶を使用する権利を取得するため必要と認める期間に関して、以下の項目について整理する。

ア 本人の予測し得ない特殊事情による認可の延長の取扱

本人の予測し得ない特殊な事情による認可期間の延長について、2回目の延長を認める事由として、漁船建造に着手している場合のみ延長を認めるとしていたが、中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる場合についても延長を認める取扱とする。

イ 國際的な資源管理の取決め等に対応するための認可の延長の取扱

資源管理及び保存の観点から、大臣許可漁業と同様に、漁獲努力量の抑制を図る目的から新船建造等を控えている間の認可の延長を認める取扱を追加する。

ウ がんばる漁業復興支援事業実施等に当たる認可の延長の取扱

がんばる漁業復興支援事業実施等に当たり起業の認可としているものについて、大臣許可漁業に係る起業の認可の取扱と同様に、当該事業終了まで認可の延長を認めるものとする。

エ その他

修辞的な修正

(2) 刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針

ア 制限措置のうち漁業を営む者の資格の見直し

かじき等流し網漁業の制限措置の公示を行うにあたり、現行の許可の制限措置で定める漁業を営む者の資格について、住所要件に加え、農林水産大臣の許可等を有する者を資格として追加した。

このため、取扱方針においても、公示内容と同様の内容とする。

イ 許可等の条件の整理

当該漁業による漁獲物の水揚げができる指定港を定めていたが、大臣許可に基づくかじき等流し網漁業は、陸揚港の制限がかかる漁業種類ではないため、大臣許可と同様の取扱いとし、指定港を定めないこととする。

ウ 許可等をしない場合の整理

現行の取扱方針の第2（許可等をしない場合）の（2）において、操業実績がない者からの申請は許可等をしないと定めている。

この項目は、漁業法及び福島県漁業調整規則において許可等をしない場合として定められている事項に該当しないため、削除するよう水産庁より指導があつたことから、取扱方針より削除する。

（3）かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針

ア 許可等をしない場合の整理

2（2）イと同様の理由により、許可等をしない場合から操業実績がない者からの申請の項目を削除する。

3 付帯決議

字句の修正等の軽微な修正については、知事部局に一任する。

（今後の予定）

令和3年10月12日 第22期第4回福島海区漁業調整委員会で協議

（委員会からの回答後） 施行

知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針（改正案）

（趣旨）

第1 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。）第4条第1項第3号から第9号及び第11号に掲げる漁業の起業の認可の取扱いについては、規則第6条、7条、14条第1項第2号、3号及び4号の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（起業の認可の期間）

第2 規則第7条第2項の知事の指定する期間は、10か月以内又は同漁業許可の有効期間までのいずれか早い期間とする。ただし、漁船の建造の遅延その他のやむを得ない理由により10か月以内に船舶を使用する権利を取得することができないと認められる者にあっては、当該権利を取得するために必要と知事が認める期間とする。

（起業の認可の延長）

第3 第2において、起業の認可を受けた者の許可の申請に係る規則第7条第2項の知事の指定する期間は、原則10か月以内又は同漁業許可の有効期間までのいずれか早い期間とした上で、「漁船の建造の遅延その他のやむを得ない理由により10か月以内に船舶を使用する権利を取得することができないと認められる者にあっては、当該権利を取得するために必要と知事が認める期間とする」について、当該やむを得ない理由及び当該権利を取得するために必要と認める期間は、それぞれ次の表の左欄に掲げる理由及び右欄に掲げる期間とする。

やむを得ない理由	船舶を使用する権利を取得するために必要と認める期間
1 (1) 本人の予測し得ない特殊な事情等により許可申請ができなかったこと (本人の予測し得ない特殊な事情等については個別に判断することとするが、漁船の建造に着手したもの不慮の事故により完成が遅れたこと、漁船売買契約若しくは傭船契約を締結した船舶が滅失若しくは沈没したこと)	10か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間

<p>と又はその他の真にやむを得ない事情に限る。)。</p> <p>(2) (1)の理由に基づく期間経過後に、次のア又はイの場合に該当すること。</p> <p>ア 既に漁船建造に着手している場合 又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる場合</p> <p>イ いったん漁船建造に着手し、又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる状態となった後において、その後の災害、相手方の廃業その他の自己の責に帰することができない事由により漁船建造又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が困難となった場合</p>	10か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間
<p>2 (1) 漁獲可能量の管理のため、又は漁獲可能量が定められた資源以外の資源の状態を回復させるために漁獲努力量の抑制を図る目的から、新造船建造又は代船購入を抑え、その間起業の認可としていること。</p> <p>なお、当該起業の認可については、法第124条第1項に規定する協定又は漁業関係者による自主的かつ効果的な資源管理に関する取り決めの内容にその旨定められたものであること。</p> <p>(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。</p>	20か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間
<p>3 (1) 漁獲努力量の削減や資源の回復等を目的とした国際的な資源管理の取決め等に対応し、漁獲努力量の抑制を図る目的から新造船建造又は代船購入を控えている間、起業の認可として</p>	20か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間

<p>いること。</p> <p>(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。</p>	<p>10か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間</p>
<p>4 水産業体质強化総合対策事業実施要綱 (平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(1)のアの(イ)の規定により水産庁長官が認定した改革計画に基づき実施する同実施要綱第3の1の(2)のアの(ア)に規定する事業の実施又は漁業・養殖業復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(1)のイの規定により水産庁長官が認定した漁業復興計画に基づき実施する同要綱第3の3の(1)に規定する事業の実施に当たり、起業の認可としていること。</p>	<p>左欄の事業の終了日までの期間</p>

(形式的な許認可の交換の抑制策)

第4 形式的な許認可の交換を抑制するために次のように定める。

- (1) 起業の認可を受けた者が、規則第7条第1項の規定に基づき許可を受け、その後1年を経過しないうちに当該船舶を使用することを廃止して規則第6条の起業の認可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換（専ら規則第7条第2項の規定による起業の認可の失効を回避する目的で、一時的に船舶の使用権を得て、規則第7条第1項の許可を受けたうえ、再度規則第6条の起業の認可を得ようとする行為をいう。）のために申請するものではないことを証明する書類として、申請者の当該許可に基づく操業の実績及び船舶の使用権を取得しようとする相手方に関する書類を添付するものとする（規則第8条第2項）。
- (2) 漁業の許可を受けた者が当該船舶を使用することを廃止して規則第6条の規定に基づき起業の認可を受け、その後、使用を廃止した船舶と同一の船舶について規則第7条第1項の許可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換のために申請するものではないことを証明する書類として、過去1年間における船舶の所有及び貸借に関する書類を添付するものとする（規則第8条第2項）。
- (3) (1)及び(2)により添付された書類によっては、当該書類が形式的な許認

可の交換のために申請するものでないことが証明し得ないと判断される場合は、さらに追加書類の提出を求めるこことする。

- (4) 同一の漁業について許可と起業の認可とを受有している者が、その許可船舶の使用を廃止して規則第6条の規定に基づく起業の認可を受けた後、当該船舶を再び使用することとして同人の所有する別の起業の認可に基づいて規則第7条第1項の許可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換であるおそれが強いため、特段の合理的理由がない限り、当該申請は受理しないものとする。

上記の取扱いにおいて、相互に経営上密接な関係にあるものは、これらの者を一体として同一人とみなすこととする。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針（平成15年6月18日）は廃止する。

附 則

この方針は、令和3年 月 日から施行する。

14 刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に關する取扱方針（改正案）	14 刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に關する取扱方針（現行）	備考
（趣旨） 第1 刺し網（流し網）漁業のうち、かじき、かつお、まぐろ、さめの採捕を目的とする流し網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。	（趣旨） 第1 刺し網（流し網）漁業のうち、かじき、かつお、まぐろ、さめの採捕を目的とする流し網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。	（文言の修正。）
（制限措置） 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1) 漁業種類 刺し網（かじき等流し網漁業） (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数10トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下 (3) 推進機関の馬力数 申請のあった推進機関の馬力数以下 (4) 操業区域 東経141度59分47秒の線以西の福島県海面 (5) 漁業時期 毎年12月16日から翌年8月31日まで (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有し、農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第10号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者	（制限措置） 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1) 漁業種類 刺し網（かじき等流し網漁業） (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数10トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下 (3) 推進機関の馬力数 申請のあった推進機関の馬力数以下 (4) 操業区域 東経141度59分47秒の線以西の福島県海面 (5) 漁業時期 毎年12月16日から翌年8月31日まで (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。	（文言の修正。） ・適格性を有することの担保として、大臣による許可等を有していることを漁業の営む者の資格に追加。
（許可等の条件） 第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。 (1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。 (2) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。 (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに關係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならな	（許可等の条件） 第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。 (1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。 (2) 当該漁業の漁獲物は、天災その他不可抗力による場合を除き、他の船舶に転載し、又は次の指定港以外の港に水揚げしてはならない。 指定港（小名浜港、中之作港、江名港、四倉漁港、松川浦漁港） (3) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。 (4) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに關係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならな	（大臣許可と同様の取扱いとして、大臣による許可等を有してあることを漁業の営む者の資格に追加。） ・大臣許可と同様の取扱いとして、大臣による許可等を有してあることを漁業の営む者の資格に追加。 （大臣許可に基づくかじき等流し網漁業は、陸揚港の制限がある漁業種類ではない。）

	<p>い。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を听いて、3年以内の期間とする。</p>	<p>第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聽いて、3年以内の期間とする。</p>
	<p>(許可等をしない場合)</p> <p>第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。</p> <p>(1) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。</p>	<p>(許可等をしない場合)</p> <p>第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。</p> <p>(1) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。</p>
	<p>(2) 過去3年に当該漁業の操業実績(他県海域を含む。)がない者から申請があつたとき。</p>	<p>(2) 過去3年に当該漁業の操業実績(他県海域を含む。)がない者から申請があつたとき。</p>
	<p>(3) 代船で許可又は起業の認可の申請があつた場合、当該代船が從前の許可受有船の総トン数より大きいとき。</p> <p>ただし、実質的に漁獲能力の増大を生じないと判断される労働居住環境の改善等のための大型化と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。</p> <p>ただし、当該許可等の取消しを受けた者がその取消しのあった日から1か年を経過した後において、漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められたときは、この限りではない。</p>	<p>(3) 代船で許可又は起業の認可の申請があつた場合、当該代船が從前の許可受有船の総トン数より大きいとき。</p> <p>ただし、実質的に漁獲能力の増大を生じないと判断される労働居住環境の改善等のための大型化と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。</p> <p>ただし、当該許可等の取消しを受けた者がその取消しのあった日から1か年を経過した後において、漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められたときは、この限りではない。</p>
	<p>(他県からの入会)</p> <p>第6 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第5の(1)の規定にかかわらず、許可をする。</p> <p>(千葉からの入会の場合)</p>	<p>(他県からの入会)</p> <p>第6 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第5の(1)の規定にかかわらず、許可をする。</p> <p>(千葉からの入会の場合)</p>
1 制限措置	<p>(1) 漁業種類</p> <p>刺し網漁業(かじき等流し網漁業)</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数10トン以上で、申請のあつた船舶の総トン数以下</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 申請のあつた推進機関の馬力数以下</p> <p>(4) 操業区域</p>	<p>1 制限措置</p> <p>(1) 漁業種類 刺し網漁業(かじき等流し網漁業)</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数10トン以上で、申請のあつた船舶の総トン数以下</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 申請のあつた推進機関の馬力数以下</p> <p>(4) 操業区域</p>

東経 141 度 59 分 47 秒の線以西の福島県海面		東経 141 度 59 分 47 秒の線以西の福島県海面
(5) 漁業時期 毎年 12 月 16 日から翌年 8 月 31 日まで	(5) 漁業時期 毎年 12 月 16 日から翌年 8 月 31 日まで	
(6) 漁業を営む者の資格 千葉県に住所を有し、農林水産大臣から漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 2 条第 10 号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者	(6) 漁業を営む者の資格 千葉県に住所を有し、千葉県知事から当該漁業の許可を受けた者	・本県船の許可等の取扱い(第 2 (6))と同様に、大臣による許可等を有していることを漁業の當む者の資格とする。
2 許可等の条件	2 許可等の条件	・本県船の許可等の条件(第 3)と同様に、指定港を定めないととする。
(1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。 (2) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。 (3) 勝合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。	(1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。 (2) 当該漁業の漁獲物は、天災その他不可抗力による場合を除き、他の船舶に転載し、又は次の指定港以外の港に水揚げしてはならない。 指定港（小名浜港、中之作港、江名港、四倉漁港、松川浦漁港） (3) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。 (4) 勝合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。	・本県船の許可等の条件(第 3)と同様に、指定港を定めないととする。
附 則	附 則	1 この方針は令和 3 年 1 月 29 日から施行する。 2 さし網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針（昭和 51 年 7 月 1 日）は廃止する。
附 則	附 則	この方針は令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

14 刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針（改正案）

（趣旨）

第1 刺し網（流し網）漁業のうち、かじき、かつお、まぐろ、さめの採捕を目的とする流し網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（制限措置）

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

（1）漁業種類

刺し網（かじき等流し網漁業）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数10トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下

（3）推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

（4）操業区域

東経141度59分47秒の線以西の福島県海面

（5）漁業時期

毎年12月16日から翌年8月31日まで

（6）漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第10号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者

（許可等の条件）

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

（1）船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。

（2）底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。

（3）競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可の有効期間)

第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年以内の期間とする。

(許可等をしない場合)

第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

(1) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。

(2) 代船で許可又は起業の認可の申請があった場合、当該代船が従前の許可受有船の総トン数より大きいとき。

ただし、実質的に漁獲能力の増大を生じないと判断される労働居住環境の改善等のための大型化と認められる場合は、この限りでない。

(3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者がその取消しのあった日から1か年を経過した後において、漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りではない。

(他県からの入会)

第6 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第5の(1)の規定にかかわらず、許可をする。

(千葉からの入会の場合)

1 制限措置

(1) 漁業種類

刺し網（かじき等流し網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数 10 トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

東経 141 度 59 分 47 秒の線以西の福島県海面

(5) 漁業時期

毎年 12 月 16 日から翌年 8 月 31 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

千葉県に住所を有し、農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 2 条第 10 号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者

2 許可等の条件

- (1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。
- (2) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 さし網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針（昭和51年7月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和3年 月 日から施行する。

起業の認可の延長を認めめるやむを得ない理由及び必要と認める期間（大臣許可漁業と知事許可漁業の取扱いの比較）

大臣許可漁業				知事許可漁業	R3.10.12 福島県水産課漁業調整担当
起業の認可の期間、休業による許可の取消し等に関する基準 (令和2年11月17日付け2水漁第910号)		知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針 (令和2年11月27日付け2生流第3040号)		備考	
やむを得ない理由	船舶を使用する権利を取得するための必要と認める期間	やむを得ない理由	船舶を使用する権利を取得するための必要と認める期間		
1 (1) 海外合弁企業の設立、海外合弁企業への船舶の譲渡又は海外企業等への船舶の賃貸し、その間、起業の認可としている場合であって、次の①から③までに掲げる場合に該当しないこと。 ① 海外合弁企業に関する合弁の状態が消滅した場合 ② 海外合弁企業、海外企業等に対して出資、譲渡又は貸し渡された船舶が、沈没又は消滅した場合 ③ 海外合弁企業又は海外企業等に対して出資、譲渡又は貸し渡された船舶の使用を廃止し、又はその使用権を滅失した場合 (2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。 (3) (1)の理由に基づく期間中に当該理由が消滅した場合であって、当該期間中に譲渡又は貸し渡された船舶の使用権を取得して起業の認可に基づく許可申請ができないこと。 (4) (3)の理由に基づく期間経過後に、既に漁船建造に着手している場合又は中古船の買入れ若しくは受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	20か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間	(設定しない)	—	知事許可漁業の漁業種類において想定しうる事由でないため、設定しない。	
2 試験研究等の場合の非営利の確認の取扱い（令和2年11月17日付け2水管第1584号水産庁長官通知）第2の1の(2)に掲げる試験であって、農林水産大臣が非営利の確認を行ったものについて、当該試験を行う間、起業の認可としていること。	当該試験の終了日までの期間	(設定しない)	—	知事許可漁業において、本項目に該当する事務がないため設定しない。	
3 (1) 専ら外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において営まれる漁業に係る起業の認可であつて、当該漁業に着業するか否かが専ら当該外国の政策その他の事情に依存しているため、その間、起業の認可としていること。 (2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	20か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間	(設定しない)	—	知事許可漁業の漁業種類において想定しうる事由でないため、設定しない。	

起業の認可の期間、休業による許可の取消し等に関する基準 (令和2年11月17日付け2水漁第910号)		知事許可漁業 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針 (令和2年11月27日付け2生流第3040号)	
やむを得ない理由	船舶を使用する権利を取得するための必要と認める期間	船舶を使用する権利を取得するための必要と認める期間	備考
4 (1) 本人の予測し得ない特殊な事情により許可の申請ができないなかつたこと（本人の予測し得ない特殊な事情については個別に判断することとするが、漁船の建造に着手したものとの不慮の事故により完成が遅れたこと、漁船売買契約又は用船契約を締結した船舶が滅失又は沈没したことその他の真にやむを得ない事情に限る。）。	10か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的な期間	1 (1) 本人の予測し得ない特殊な事情等により許可申請ができるなかつたこと（本人の予測し得ない特殊な事情等については個別に判断することとするが、漁船の建造に着手したものとの不慮の事故により完成が遅れたこと、漁船売買契約若しくは用船契約を締結した船舶が滅失若しくは沈没したこと又はその他の真にやむを得ない事情に限る。）。	知事許可漁業でも想定しうる事由である。従来より、認可の延長に係るやむを得ない理由として認めており、大臣許可漁業と同様に設定する。 また、10か月経過後の延長について、漁船建造への着手に限らず、中古船の買入れや借受けの場合も延長を認める取り扱いとする。
(2) (1)の理由に基づく期間経過後に、次の①又は②の場合に該当すること。 ① 既に漁船建造に着手している場合又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる場合 ② 一旦漁船建造に着手し、又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれた後において、その後の災害、相手方の廃業その他の自己の責に帰することができない事由により漁船建造又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が困難となつた場合	10か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的な期間	(1) (1)の理由に基づく期間経過後に、次のア又はイの場合に該当すること。 ア 既に漁船建造に着手している場合又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる場合 イ いつたん漁船建造に着手し、又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる状態となつた後において、その後の災害、相手方の廃業その他の自己の責に帰することができない事由により漁船建造又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が困難となつた場合	10か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的な期間
5 (1) 大臣管理漁獲可能量の管理のため、又は大臣管理漁獲可能量が定められた資源以外の資源の状態を回復させるため、漁獲努力量の抑制を図る目的から新船建造又は代船購入を抑え、その間起業の認可としていること。 なお、当該起業の認可については、法第124条第1項に規定する協定又は漁業関係者による自主的かつ効果的な資源管理に関する取り決めの内容にその旨認められたものであること。	20か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的な期間	(1) 漁獲可能量の管理のため、又は漁獲可能量が定められた資源以外の資源の状態を回復させるために漁獲努力量の抑制を図る目的から、新船建造又は代船購入を抑え、その間起業の認可としていること。 なお、当該起業の認可については、法第124条第1項に規定する協定又は漁業関係者による自主的かつ効果的な資源管理に関する取り決めの内容にその旨認められたものであること。	20か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的な期間
(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	10か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的な期間	(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	10か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的な期間

大臣許可漁業		起業の認可の期間、休業による許可の取消し等に関する基準 (令和2年11月17日付け2水漁第910号)		知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針 (令和2年11月27日付け2水流第3040号)	
6	やむを得ない理由	船舶を使用する権利を取得する ために必要と認める期間	船舶を使用する権利を取得する やむを得ない理由	船舶を使用する権利を取得する ために必要と認める期間	備考
6 (1)	漁獲努力量の削減や資源の回復等を目的とした国際的なな資源管理の取決め等に対応し、漁獲努力量の抑制を図る目的から新造船建造又は代船購入を控えている間、起業の認可としていること。	20か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的な期間	(1) 漁獲努力量の削減や資源の回復等を目的とした国際的なな資源管理の取決め等に対応し、漁獲努力量の抑制を図る目的から新造船建造又は代船購入を控えている間、起業の認可としていること。 (2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	20か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的な期間	水産資源の保存及び管理について は、知事管理区分においても同様に 取扱う必要があると考えることから、大臣許可漁業と同様に設定する。
7	水産業体質強化総合対策事業実施要綱(平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知) 第3の1の(1)のアの(イ)の規定により水産庁長官が認定した改革計画に基づき実施する同実施要綱第3の1の(2)のアの(ア)に規定する事業の実施又は漁業・養殖業復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知) 第3の1の(1)のイの規定により水産庁長官が認定した漁業復興計画に基づき実施する同実施要綱第3の3の(1)に規定する事業の実施に当たり、起業の認可としていること。	左欄の事業の終了日までの期間	4 水産業体質強化総合対策事業実施要綱(平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知) 第3の1の(1)のアの(イ)の規定により水産庁長官が認定した改革計画に基づき実施する同実施要綱第3の1の(2)のアの(ア)に規定する事業の実施又は漁業・養殖業復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知) 第3の1の(1)のイの規定により水産庁長官が認定した漁業復興計画に基づき実施する同実施要綱第3の3の(1)に規定する事業の実施に当たり、起業の認可としていること。	左欄の事業の終了日までの期間	知事許可漁業の区分において、がんばる漁業復興支援事業の実施が見込まれている。許可の区分により取り扱いが生じないに違ひが生じないよう、大臣許可漁業と同様に設定する。

2 水漁第910号
令和2年11月17日

福島県知事 殿

水産庁長官

起業の認可の期間、休業による許可の取消し等に関する基準の策定について

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第48号）が令和2年12月1日から施行されることに伴い、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第38条の起業の認可を受けた者の法第39条第1項の許可の申請に係る法第39条第2項の農林水産大臣の指定する期間の解釈基準、法第51条第1項の休業による許可の取消しに関する処分基準等について定めたので、貴管轄下大臣許可漁業者等へ周知されたい。

起業の認可の期間、休業による許可の取消し等に関する基準について

大臣許可漁業において、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 38 条の起業の認可を受けた者の法第 39 条第 1 項の許可の申請に係る法第 39 条第 2 項の農林水産大臣の指定する期間の解釈基準、法第 51 条第 1 項の休業による許可の取消しに関する処分基準等については、法及び令和 2 年 11 月 16 日農林水産省告示 2227 号（漁業法第 39 条第 2 項の農林水産大臣が指定する期間を定める件。以下「期間告示」という。）の定めによるほか、次によるものとする。

第 1 起業の認可を受けた者の許可の申請に係る農林水産大臣の指定する期間の解釈基準（法第 39 条第 2 項関係）

大臣許可漁業における起業の認可を受けた者の許可の申請に係る法第 39 条第 2 項の農林水産大臣の指定する期間は、期間告示において、原則 10 月とした上で、「漁船の建造の遅延その他のやむを得ない理由により 10 月以内に船舶を使用する権利を取得することができないと認められる者にあっては、当該権利を取得するために必要と農林水産大臣が認める期間とする」と定めたところ、当該やむを得ない理由及び当該権利を取得するために必要と認める期間は、それぞれ次の表の左欄に掲げる理由及び右欄に掲げる期間とする。

やむを得ない理由	船舶を使用する権利を取得するために必要と認める期間
1 (1) 海外合弁企業の設立、海外合弁企業への船舶の譲渡又は海外企業等への船舶の貸渡しに際し、その間、起業の認可としている場合であって、次の①から③までに掲げる場合に該当しないこと。 ① 海外合弁企業に関する合弁の状態が消滅した場合 ② 海外合弁企業、海外企業等に対して出資、譲渡又は貸し渡された船舶が、沈没又は消滅した場合 ③ 海外合弁企業又は海外企業等に対して出資、譲渡又は貸し渡された船舶の使用を廃止し、又はその使用権を滅失した場合	20 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	10 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
(3) (1)の理由に基づく期間中に当該理由が消滅した場合であって、当該期間中に譲渡又は貸し渡された船舶の使用権を取得して起業の認可に基づく許可申請ができないこと。	10 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
(4) (3)の理由に基づく期間経過後に、既に漁船建造に着手している場合又は中古船の買	10 か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間

	入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	
2	試験研究等の場合の非営利の確認の取扱い（令和2年11月17日付け2水管第1584号水産庁長官通知）第2の1の(2)に掲げる試験であって、農林水産大臣が非営利の確認を行ったものについて、当該試験を行う間、起業の認可としていること。	当該試験の終了日までの期間
3(1)	専ら外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において営まれる漁業に係る起業の認可であって、当該漁業に着業するか否かが専ら当該外国の政策その他の事情に依存しているため、その間、起業の認可としていること。	20か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
(2)	(1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	10か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
4(1)	本人の予測し得ない特殊な事情により許可の申請ができなかったこと（本人の予測し得ない特殊な事情については個別に判断することとするが、漁船の建造に着手したもののは慮の事故により完成が遅れたこと、漁船売買契約又は用船契約を締結した船舶が滅失又は沈没したことその他の真にやむを得ない事情に限る。）。	10か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
(2)	(1)の理由に基づく期間経過後に、次の①又は②の場合に該当すること。 ① 既に漁船建造に着手している場合又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる場合 ② 一旦漁船建造に着手し、又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる状態となった後において、その後の災害、相手方の廃業その他自己の責に帰することができない事由により漁船建造又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が困難となつた場合	10か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
5(1)	大臣管理漁獲可能量の管理のため、又は大臣管理漁獲可能量が定められた資源以外の資源の状態を回復させるため、漁獲努力量の抑制を図る目的から新船建造又は代船購入を控えている間、起業の認可（当該起業の認可は、法第124条第1項の協定（以下「資源管理協定」という。）、資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日22水管第2354号水産庁長官通知）第2の1の(1)に定める国又は都道府県が策定する資源管理指針に基づく資源管理計画（以下「資源管理計画」という。）その他漁業関係者による自主的かつ効果的な資源管理に関する取決めにその旨定められたものに限る。）としていること。	20か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間

	(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	10か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
6(1)	漁獲努力量の削減や資源の回復等を目的とした国際的な資源管理の取決め等に対応し、漁獲努力量の抑制を図る目的から新造船建造又は代船購入を控えている間、起業の認可としていること。	20か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
	(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。	10か月を超えない範囲内で農林水産大臣が指定する合理的期間
7	水産業体质強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（イ）の規定により水産庁長官が認定した改革計画に基づき実施する同実施要綱第3の1の（2）のアの（ア）に規定する事業の実施又は漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイの規定により水産庁長官が認定した漁業復興計画に基づき実施する同要綱第3の3の（1）に規定する事業の実施に当たり、起業の認可としていること。	左欄の事業の終了日までの期間

第2 法第51条第1項の休業による許可の取消しに関する処分基準（法第51条第1項関係）

大臣許可漁業における法第51条第1項の休業による許可の取消しに関する処分基準については、次の1から3までに定めるところによるものとする。

- 1 許可を受けた日から1年間又は引き続き2年間休業し、かつ、当該休業期間中に、当該許可を受けた船舶によって漁業を営んでいない場合であって、早急に操業を開始できる見込みのないときは、当該許可を取り消すこととする。
- 2 1の「休業期間」には、当該許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、法第33条第1項の規定に基づく特定水産資源の採捕の停止、法第55条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により当該許可を受けた漁業の操業を禁止された期間は、算入しない。
- 3 1の「休業期間」は、当該許可を受けた者の責に帰すことのできない理由により休業している期間は算入しないこととする。具体的には、漁獲可能量等の管理を円滑に実施するために行われる休業（法第25条第2項の規定を遵守するために行うもの又は資源管理協定にその旨定められたものに限る。）、資源管理計画の実施に伴う休業又は国際的な資源管理の取決め等に基づく休業については、当該理由に含むものとする。

第3 形式的な許可及び起業の認可の交換の禁止

法第38条の起業の認可は、これから許可を受けようとする者にあっては新船の建造等に着手する前の段階で、既に許可を受けた者にあっては船舶の滅失等が生じたことにより、船舶を使用する権を有していない状態であっても、事後的に船舶の使用権を取得することで、大臣許可漁業を開始又は再開することができるようとする制度である。

一方、専ら法第39条第2項の規定による起業の認可の失効を回避する目的で、一時的に船舶の使用権を得て、同条第1項の許可を受けた上で、再度、その許可を受けた船舶の使用を廃止して法第45条第2号の起業の認可を受けようとするもの（以下「形式的な許可及び起業の認可の交換」という。）については、大臣許可漁業を起業するために認可を受けようとするものではなく、その事業の継続性に着目して設けられた同号とは異なる濫用的な申請であり、認められるものではない。

このため、法第45条第2号の起業の認可を受け、その後、法第39条第1項の許可の申請をする場合の手続について、次のとおり定める。

1 法第45条第2号の起業の認可の申請

- (1) 大臣許可漁業において、許可を受けた者が当該許可に係る船舶を使用することを廃止して、法第45条第2号の起業の認可を受けようとして行う申請については、農林水産大臣は、「起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第4条第2項）として、当該認可を受けようとする者に対して、当該許可に基づく操業の実績、受けようとする起業の認可に係る船舶の使用権を取得しようとする相手方に関する書類及び許可ではなく起業の認可を受けようとする理由に関する書類の提出を求めることとする。
- (2) (1)の申請について、農林水産大臣は、起業の認可を行うに当たり、当該認可に基づいて許可を申請すべき期間内において、形式的な許可及び起業の認可の交換のための許可の申請は認めない旨の条件を付すものとする。

2 法第45条第2号の起業の認可の後の法第39条第1項の許可の申請

大臣許可漁業において、1の起業の認可を受け、その後、当該船舶を再び使用することとして、法第39条第1項の許可の申請をする場合にあっては、その申請が漁業を再開して起業しようとするためのものであって、形式的な許可及び起業の認可の交換のための許可の申請には該当しない特段の事情及び当該事情を示す書類が示されない限り、1(2)により付した条件に違反することから、当該申請について不許可とすることとする。

附 則

- 1 この基準は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 起業の認可の延長基準及び休業による許可の取消し基準等（平成15年5月28日付け15水漁第543号水産庁長官通知）は、廃止する。